

#### 4. 第一次検定の受検資格

「第一次検定のみ」の受検資格は、2級合格者※の方か、次表にある区分(イ)～(ニ)のいずれかに該当する方です。なお、区分(イ)～(ニ)は、令和4年度以降の「第二次検定のみ」の受検資格要件でもあります。

##### ○区分(イ)：「指導監督の実務経験が1年以上ある者」(注1)

最終学歴(注3)または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
学校教育法による ・大学卒業 ・高度専門士	卒業後3年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	卒業後4年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)
学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業(専門士)	卒業後5年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	卒業後7年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)
学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後10年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	卒業後11年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)
その他の者 (最終学歴が中学校卒業)	卒業後15年以上の実務経験(1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	

##### ○区分(ロ)：2級合格者※で、「指導監督の実務経験が1年以上ある者」(注1)

最終学歴(注3)または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
○2級合格後、5年以上の者	2級合格後に、指導監督の実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験がある者。	
○2級合格後、5年未満の者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上、通算して8年以上の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上、通算して9年以上の実務経験がある者。
	その他の者	次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上、通算して12年以上の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上、通算して14年以上の実務経験がある者。

※2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

##### ○区分(ハ)：「専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者」(注5)

最終学歴(注3)または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)		
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)	
○2級合格者※	合格後、3年以上の者	2級合格後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	
	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業 (専門士)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して6年以上の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して7年以上の実務経験がある者。	
○その他の者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して6年以上の実務経験がある者。 ② 卒業後2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して7年以上の実務経験がある者。	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して7年以上の実務経験がある者。 ② 卒業後2級合格の種別について2年3月以上で、他の種別と合わせて4年6月以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して8年6月以上の実務経験がある者。
	その他の者	次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上、通算して10年以上の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上、通算して12年以上の実務経験がある者。	

※2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

○区分(二)：「指導監督の実務経験が1年以上(注1)、かつ5年以上の実務経験後に専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者」(注7)

最終学歴(注3) または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・ 専門士を除く)	卒業後、指導監督の実務経験が1年以上と、5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上を含む3年以上、通算して8年以上の実務経験がある者。	
○2級合格者*	2級合格後に、指導監督の実務経験1年以上と、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	

\*2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

◎区分(イ)～(二)に係る用語の説明

(注1)	指導監督の実務経験は、実務経験のうち、施工監督等の立場で、部課や下請負者等に対して、建設機械施工に関する技術的な指導監督を行った経験です。詳細は13頁の「5. 実務経験(1)、⑦」をご覧ください。
(注2)	実務経験年数は、受検者が実際に従事した建設工事における建設機械施工の工事期間です。詳細は11頁からの「5. 実務経験(1)、①～③」をご覧ください。 第一次検定の試験の前日(令和3年6月19日)までを实務経験年数として見込むことができますが、見込みの実務経験年数に変更があった場合、必要な修正申告をしないと、不正行為として受検の停止や合格の取消となる場合がありますので注意してください。 実務経験証明書の記載にあたっては、19頁からの「7. 提出書類の記載方法等」をご覧ください。
(注3)	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。詳細は12頁の「5. 実務経験(1)、③」をご覧ください。
(注4)	指定学科は、「受検の手引(別冊)」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。
(注5)	専任の主任技術者の実務経験は、建設業法第26条第3項により専任の技術者の配置が義務づけられた工事での主任技術者の経験をいいます。 専任の技術者の配置が必要な工事とは、請負代金額が一定以上となる公共性のある施設等に関する重要な建設工事です。詳細は13頁からの「5. 実務経験(1)、⑧および⑨に係る用語の説明」をご覧ください。
(注6)	建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者となるためには以下の実務経験が必要です。 高校および中等教育学校の指定学科の卒業の者は5年以上、指定学科以外を含むその他の者は10年以上の実務経験が必要です。専任の主任技術者の実務経験は、この資格要件を満たした後のものに限られます。 上記のほかに主任技術者となるためには、国土交通大臣が認定する資格(土木施工管理技士等)の資格取得が必要です。この資格を取得している方は、資格証の写しを必ず添付してください。
(注7)	専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、特定建設業の許可を受けた建設業者が、発注者から直接工事を請け負う一定額以上の工事に限られます。詳細は13頁からの「5. 実務経験(1)、⑧および⑨に係る用語の説明」をご覧ください。

◎区分(イ)～(二)に係る学歴について

(※1)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(※2)	短期大学卒業には、旧専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。
(※3)	専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(※4)	高等学校卒業には、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。また、次の①～⑦の試験の合格者または卒業者は、高等学校の指定学科以外の卒業者となります。 ① 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験 ② 旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定 ③ 旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定 ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験 ⑤ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校の尋常科 ⑥ 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本課 ⑦ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。
(※5)	国外の学校を卒業された方については、13頁をご覧ください。